

大口町放射線測定器貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、町民等が町内の身近な生活環境等の放射線量を把握するため
に、町が所有する簡易放射線測定器（以下「測定器」という。）を貸し出すこと
について必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出測定器)

第2条 貸出しする測定器は、次の表のとおりとする。

| 貸出測定器名 | 台数 |
|------------------------|----|
| 環境放射線モニター PA-1000 Radi | 1台 |

(対象者)

第3条 この事業により測定器の貸出しを受けることができる者は、次の各号のい
ずれかに該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有するもの

(手続)

第4条 測定器の貸出しを希望する者は、放射線測定器貸出願（別記様式。以下
「貸出願」という。）を町長に提出しなければならない。

- 2 貸出願に当たっては、健康保険証、運転免許証又はその他本人確認のできる書
類を提示しなければならない。
- 3 貸出願の提出窓口は、地域協働部町民安全課とする。

(期間)

第5条 測定器の貸出しを受けることができる期間は、10日以内とする。

(経費負担)

第6条 測定器の貸出しは、無料とする。

(損害賠償)

第7条 町長は、測定器を借り受けた者（以下「借受者」という。）が受けた損害
については、いかなる場合もその責を負わないものとする。

2 町長は、借受者が故意又は重大な過失によって、測定器を破損又は紛失した場合は、当該借受者に損害賠償を請求することができる。

(管理等)

第8条 借受者は、貸出しに係る使用上の注意事項について、遵守しなければならない。

2 借受者は、測定器を破損し、又は測定器に異常を認めたときは、直ちに使用をやめ、返却するとともに、その旨を町長に報告しなければならない。

(督促)

第9条 町長は、貸出し期間内に測定器を返却しない借受者に対して返却の督促を行うものとする。

(その他必要事項)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則（平成24年3月26日告示第14号）

この要領は、告示の日から施行する。

別記様式（第4条関係）

放射線測定器貸出願

年 月 日

大口町長 様

申込者 住所又は所在地

氏名又は名称

印

電 話 番 号

下記注意を守り、放射線測定器の貸出しを希望します。

記

使用上の注意

- 1 借り受けた測定器は、説明書に従い正しく使用してください。
 - 2 万一、故障又は破損が生じた場合は、使用をやめ、速やかに返却するとともにその旨を報告してください。
 - 3 故意又は過失により測定器を破損又は紛失した場合は、その損害を賠償していただきます。
 - 4 測定器を、転貸しないでください。
 - 5 貸出期間は、10日以内です。
 - 6 皆さんで使用していくものです。大切に扱ってください。

| | | | | | | |
|------|---|---|-----|---|---|---|
| 貸出期間 | 年 | 月 | 日から | 年 | 月 | 日 |
|------|---|---|-----|---|---|---|